

第8期介護保険事業計画策定に関する国の基本方針について

1 介護保険事業計画の位置づけと7期の記載事項

- 市町村は、保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業計画を策定し、当該計画に基づき介護保険事業を運営している。
- 平成29年の介護保険制度改正においては、介護保険事業（支援）計画に関して、
 - ・高齢者の自立支援
 - ・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進（データに基づく課題分析・対応、適切な指標による実績評価、インセンティブ付与等）
 - ・地域共生社会の推進
 - ・平成30年度から計画作成・見直しのサイクルが一致となる医療計画との整合性の更なる確保
 - ・介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
 - ・「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備
 等の観点から見直しを行い、市町村・都道府県において、これらを踏まえた第7期介護保険事業（支援）計画（計画期間：2018年度～2020年度）が策定され、同計画に基づき取組が進められている。
- 市町村が策定する第7期介護保険事業計画については、以下について記載することとされている。

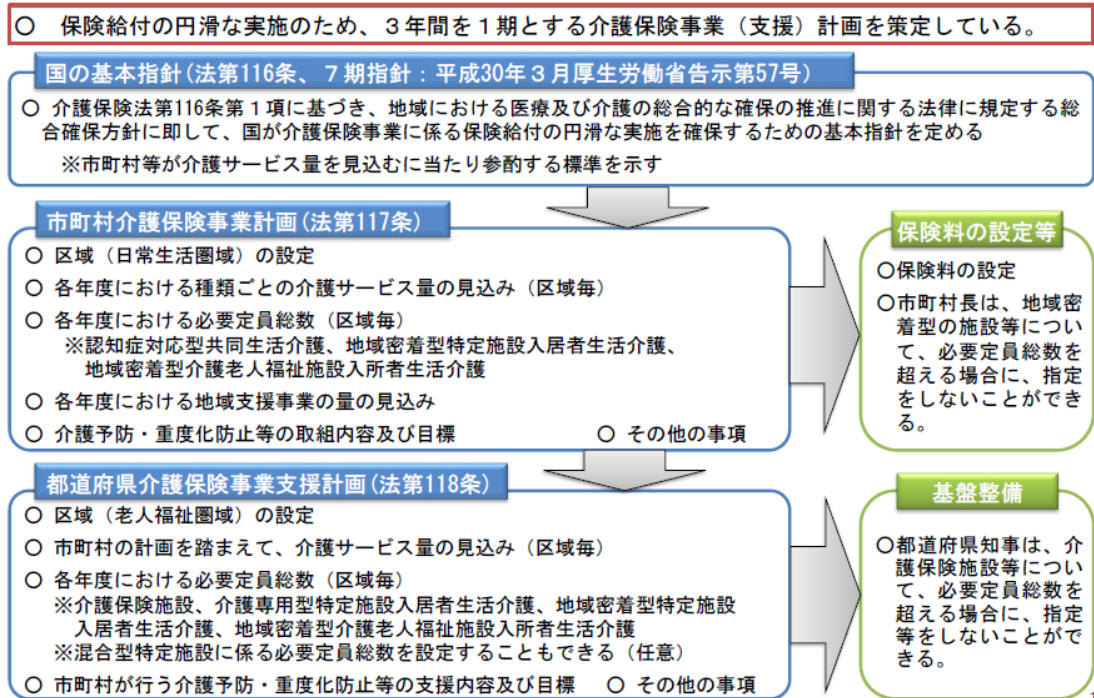
<基本的記載事項>

- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・被保険者の地域における自立した日常生活の支援、**要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標**

<任意的記載事項>

- ・地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携）
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- ・各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策
- ・介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ・介護給付等対象サービスの種類ごとの量・要する費用の額、地域支援事業の量・要する費用の額、保険料の水準に関する中長期的な推計（2025年度の推計）

図1. 介護保険事業計画について



2 第8期計画策定における取組の方向性とその基本的考え方

(1) 取組の方向性

- 第7期介護保険事業（支援）計画においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望して、中長期的な視点に立った施策の展開を図ってきた。今後は、2025年にとどまらず、その先の2040年を展望して取組を進めることが必要。
- 介護サービスの基盤整備について、地域特性や高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住という。））の整備状況等も踏まえながら適切に進めていくことが必要。
- 地域支援事業について、介護予防・健康づくりを推進するため、総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業等を効果的に推進していくことが必要。
- 第7期介護保険事業（支援）計画において、保険者機能の強化（データに基づく課題分析・対応、適切な指標による実績評価、インセンティブ付与等）が図られているが、地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化の観点から、更なる強化を図ることが必要。
- 新たに策定された認知症施策推進大綱等を踏まえて、認知症施策を総合的に推進していくことが必要。
- 足下の人手不足の状況や将来の現役世代人口の急減という新たな課題を踏まえ、介護人材の確保や介護現場の革新、介護現場の負担軽減を進めることが必要。

(2) 計画策定における基本的考え方

ア 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025年度及び2040年度の地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要の大きな傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第8期計画を作成することが重要である。なお、基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえる必要がある。

イ 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要である。

ウ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的である。
- こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要である。その際、一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること、要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要である。

エ 有料老人ホームとサ高住に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 有料老人ホームとサ高住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知するなど、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。
- また、有料老人ホームとサ高住の整備状況も踏まえながら介護保険事業（支援）計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要である。

オ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されている。
- なお、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味とされており、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされている。「共生」を基盤としながら取組を進める等の配慮が必要である。

エ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となる。
- このため、各市町村・都道府県において、介護人材の確保について、介護保険事業（支援）計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要である。
- これに加えて、総合事業等の担い手を確保する取り組みや、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICT の活用の推進等による業務の効率化の取り組みを強化することが重要である。

図2. 第8期計画に記載すべき事項について

第8期計画において記載を充実する事項(案)	
■	第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。
1	2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 P7~12参照 ○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定 ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。 ※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。 ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。
2	地域共生社会の実現 P13~15参照 ○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
3	介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）P16~24参照 ○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載 ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。） ○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点から踏まえて記載 ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載 ○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
4	有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ○在宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 ○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
5	認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進 P25参照 ○認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。） ○教育等の分野との連携に関する事項について記載
6	地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 P10, 26~29参照 ○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 ○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

3 第8期計画の作成プロセスにおける留意事項

- 第7期計画から、自立支援・重度化防止等の「取組と目標」の記載が必須となり、毎年度実績を考察して自己評価している。
- また、在宅介護実態調査等を踏まえ、家族の負担を軽減し介護離職を防止することに資するサービス提供体制の構築を目指してサービス量を見込むとともに、毎年度、それらサービスの実績値と計画値との乖離状況とその要因について考察するなど、PDCA サイクルを適切に回しながら、事業に取り組んでいるところである。
- 第8期計画の作成にあたっては、まずは、第7期計画の進捗管理（PDCA サイクル）において把握された地域の課題や解決方法を踏まえながら、必要に応じて実態把握の調査・ヒアリングを実施し、これらに関係者と議論し、認識を共有しながら考察し、第8期計画に反映することが求められる。
- なお、議論の際には、各地域で7期計画を作成するときにどのような地域にすることを目指し（ビジョン、大目標）、そのために具体的な目標としてどのようなものを掲げ、第7期にどこまで進んだかを振り返り、第8期に向けて、あらためて、どのような地域にすることを旨とするのか等を関係者で共有することが重要である。
- 加えて、第8期計画においては、よりPDCA サイクルを回しやすくし、適切に事業を進めていく観点から、取組と目標について、その進捗状況をどのような指標でモニタリングするかも併せて検討し、アウトカム指標を含め、定量的な指標を設定することも重要である。

以上